

○指定校特別奨学金規程

平成31年3月23日

大学規程第17号

改正 令和元年12月21日大学規程第19号

令和3年3月27日大学規程第20号

令和3年5月29日大学規程第4号

令和4年2月18日大学規程第48号

(目的)

第1条 この規程は、指定校推薦入学試験において優秀者を確保し、本学学生の学力の維持・向上に資するため、指定校特別奨学金（以下「本奨学金」という。）を給付することを目的とする。

(対象者)

第2条 本奨学金は、別表1に定める受給資格等を満たす者に給付する。

(奨学金種別及び額)

第3条 本奨学金の額は、別表1「本奨学金の額」欄に定めるとおりとする。

(併給)

第4条 大学が給付する他の奨学金との併給は、認めない。ただし、学修支援給付奨学金又はアドバンスドスカラシップ第1種に採用となった場合の給付差額（半期授業料25%相当額）、及び大学以外の組織が給付する奨学金についてはこの限りではない。

(期間)

第5条 本奨学金の給付期間は、別表1「本奨学金の額」欄但書に定めるとおりとする。

(給付時期及び方法)

第6条 本奨学金の給付時期は、原則として各学期の授業料納入時期とし、当該学期の授業料に各号の割合を乗じた額を減免する方法で行う。

なお、1年生春学期は入学手続時納付金に各号の割合を乗じた額を減免する方法で行う。

(選考及び採用)

第7条 給付奨学生の選考は、入学を希望する学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(採用通知)

第8条 学長は、前条により給付奨学生を決定したときは、給付奨学生本人若しくは保護者（保証人）に対し、遅滞なく通知するものとする。

(提出書類)

第9条 給付奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を入学手続き時に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第10条 給付奨学生は、入学時に当該制度の趣旨について理解し、成績の維持に努める。

(異動)

第11条 給付奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに学生部学生センターに書面により届け出なければならない。

- (1) 本人又は保護者（保証人）の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じたとき
- (2) 保護者（保証人）を変更するとき
- (3) 入学を辞退し、又は休学若しくは退学をするとき

(資格停止)

第12条 給付奨学生が次の各号の一に該当する場合には、本奨学金の給付を停止する。

- (1) 各学期において別表2に定める成績を維持できなかったとき
- (2) 休学したとき

(再開)

第13条 前条により、本奨学金の給付を停止された者が、第1号の成績基準を満たした場合又は復学した場合には、本奨学金の給付を再開することができる。

(資格喪失及び繰上げ採用)

第14条 給付奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。但し、繰り上げ採用は、行わない。

- (1) 入学を辞退したとき
- (2) 除籍又は退学したとき
- (3) 出願書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 本学の学生としてふさわしくない行為があったとき

(返還)

第15条 本奨学金は給付するものとし、給付奨学生として採用された者は返還義務を負わないものとする。ただし、前条第3号又は第4号により資格を喪失した場合は、入学時に遡って返還義務が生じるものとする。

(決定及び認定)

第16条 第12条から前条に関わる審議は、大学学生委員会で行い、該当学生の所属する学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(所管)

第17条 本規程に関する所管は、学生部学生センターとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 令和2年春学期入学生から適用し、それ以前の入学生については従来の特別奨学金規程により運用するものとする。
- 3 従来の規程は、その規程による奨学金の対象者が卒業した年度をもって廃止するものとする。

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。(規程名称の変更、条項・文言の統一に伴う変更、学内成績基準表記の変更)

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。(事務組織の改編等による改正)

附 則

この改正は、令和3年6月1日から施行する。(給付時期の文言変更、受給資格等の文言変更)

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。(併給文言変更)

別表1 (第2条・第3条・第5条関係)

奨学金受給資格等

入試区分	受給資格等	奨学金の額
指定校推薦	学習成績の状況4.5以上	各学期授業料の25%相当額。 但し、給付は2セメスターまで。 なお、特別指定校の場合は、入学年度のみ入学金相当額を加算する。
公募推薦入試A日程 (京都学園)	合否判定科目の得点率75%以上	各学期授業料の25%相当額。

高校のみ) ※2020年度入試のみ適用。	上。	但し、8セメスターをもって限度とする。
----------------------	----	---------------------

- 1 特別指定校とは、特に必要に応じ、大学入試委員会が審議し教授会の意見を聴いて、学長が決定した指定校をいう。

別表2 (第12条関係)

1) 学内成績基準等

本規程第12条第1号の本学の定める成績については、下表による「修得単位数」と「成績評価の方法」のいずれの基準も満したものとする。

年次	学期	修得単位数	成績評価の方法
1年次	春学期	18単位以上	GPAの値が2.50以上であることとする。 ※GPAとは、Sを4、Aを3、Bを2、Cを1、Fを0として、それに各科目の単位数を掛けて加えた合計点を履修登録の総単位数で割って計算された数値である。

※1 卒業要件の対象となる科目の単位とする。

2) 学内成績基準等

(公募推薦入試A日程 京都学園高校の2020年度入試にのみ適用)

本規程第12条第1号の本学の定める成績については、下表による「修得単位数」と「成績評価の方法」のいずれの基準も満したものとする。

年次	学期	セメスター	修得単位数 ※1・2	成績評価の方法 ※4
1年次	春学期	1セメスター	18単位以上	GPAの値が2.50以上 (GPAとは、Sを4ポイント、Aを3ポイント、Bを2ポイント、Cを1ポイント、Fを0)
	秋学期	2セメスター	18単位以上※3	
2年次	春学期	3セメスター	18単位以上	
	秋学期	4セメスター	18単位以上	
3年次	春学期	5セメスター	18単位以上(※6該当)	

			者は8単位以上)	ポイントとして、それに各単位数を掛けて加えた合計点を履修登録科目の総単位数で割って計算された数値)
	秋学期	6セメスター	18単位以上(※5該当者は最低2単位/※6該当者は8単位以上)	
4年次	春学期	7セメスター	4単位以上(※5該当者は最低2単位/※6該当者は8単位以上)	
	秋学期	8セメスター		

- ※1 卒業要件の対象となる科目の単位とする。
- ※2 履修した学期に成績のでない科目は修得単位とみなす。
ただし春学期に修得単位とみなした場合は、秋学期の修得単位数に含まないものとする。
- ※3 1年次に36単位以上修得した場合は、当該年次秋学期の修得単位数条件は課さない。
- ※4 履修した学期に成績のでない科目、認定科目並びに卒業要件でない科目は、上記の「成績評価の方法」の計算式に含めないこととする。
- ※5 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科以外の学部学科については、3年次春学期終了時に110単位を修得したときには、3年次秋学期以降につき、修得単位数条件は課さないが、3年次秋学期及び4年次春学期につき、最低2単位は修得しなければならない。
- ※6 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科については、2年次秋学期終了時に、看護学科は85単位以上、言語聴覚学科は80単位以上修得したときには、3年次春学期以降につき、修得単位数条件を8単位以上とする。